専決処分事項の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

専 決 処 分 書

令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)に ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の とおり専決処分をする。

令和5年4月10日

鹿沼市長 佐 藤 信

令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)

令和5年度鹿沼市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 112,441 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,875,994 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款		項		補正前の額	補正額	<u>≅</u> †
15 国庫支出金				6, 832, 750	112, 441	6, 945, 191
		2 国庫補助金		1, 831, 027	112, 441	1, 943, 468
歳	入	合	計	40, 763, 553	112, 441	40, 875, 994

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4, 730, 256	7, 258	4, 737, 514
	1 総務管理費	4, 029, 459	7, 258	4, 036, 717
3 民生費		15, 286, 772	105, 183	15, 391, 955
	2 児童福祉費	6, 384, 564	105, 183	6, 489, 747
歳出	合 計	40, 763, 553	112, 441	40, 875, 994